

基安労発第1117001号

平成18年11月17日

都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

(公印省略)

石綿作業に従事した離職者に対する特別健康診断事業に係る申請期間の延長に
ついて

標記事業については、平成18年11月1日から受付を開始し、本日申請期限の締め切りを予定していたところである。

しかしながら、同事業に係る問い合わせが現在も続いている状況に鑑み、12月28日(木)まで申請期間を延長することとした。当課において別添により本日午後2時に記者発表(投げ込み)を予定しているので通知する。

ついては、各労働局においても地元の報道機関に対し、別添を参考に記者発表をされたい。

なお、今後も同事業の周知のため、各労働局のホームページへの掲載や健康管理手帳を申請したにもかかわらず非交付となった者へ個別に通知を行う等、引き続き協力をお願いしたい。

また、先日送付した周知用ポスターの申請締め切り期日部分に貼るためのシールを後日送付するので、ポスター配布機関に送付されたい。

厚生労働省発表

平成 18 年 11 月 17 日

担 当	厚生労働省労働基準局		
	安全衛生部労働衛生課		
	労働衛生課長	金井雅利	
	中央労働衛生専門官	一戸和成	
	電話 03 (5253) 1111 (内線 : 5181)		
	夜間直通 03 (3502) 6755		

「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断」

の受付期間の延長について

- 過去に石綿作業に従事していたが、一定の所見がない等により石綿に係る健康管理手帳を所有しておらず、かつ当該作業に従事していた事業場の廃業等により石綿健康診断を受診できない労働者に対し、無料で健康診断を実施することとし、全国の特定の健康診断機関で、平成 18 年 11 月 1 日（水）から受け付けを行っています。
- 当初 11 月 17 日（金）までを受付期間としておりましたが、問い合わせが現在も続いている状況にあることから、12 月 28 日（木）まで受付期間を延長することと致しました。
- なお、年末に申請される方は、健康診断機関の休業日をご確認ください。

(参考)

- 対象者：過去に石綿を製造し、又は取扱う作業に従事して退職した者のうち、以下の全ての項目を満たす者です。
 - ① 廃業等の理由により、事業者が実施する健診を受診できないこと
 - ② 石綿に係る健康管理手帳を所有していないこと
 - ③ 従事していた作業が特定できること
 - ④ 初回ばく露から10年以上経過していること
- 申請に際しては、健診機関から配布された自記式問診票に必要事項を記入し、健診の対象者であることの確認を行います。
- お問い合わせ、申請書の配布は健康診断機関、全国労働衛生団体連合会本部（電話 03-5442-5934）で行います。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/risyoku/index.html>